

上記の議案を提出する。

令和7年9月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
高松市香西北町152番地16 日本碍子清洗工業株式会社	円 6,743,044
	1,641,530

2 事件の概要

令和5年4月19日午後8時頃、市内東区香椎駅前一丁目地内の下水道管が油脂の付着により閉塞していたため、当該下水道管に流入してきた下水が同区香椎駅前一丁目10番5号所在の相手方日本碍子清洗工業株式会社が経営する整骨院の床下の排水管から溢水して当該整骨院の床上及び床下が浸水し、相手方日本碍子清洗工業株式会社の売上が減少するとともに、当該整骨院の従業員である相手方〇〇〇〇氏に健康被害が発生し、それぞれ損害が生じたものである。